

都市問題等調査特別委員会資料

住民自治、地域コミュニティに関する調査
コミュニティに関する取組みについて

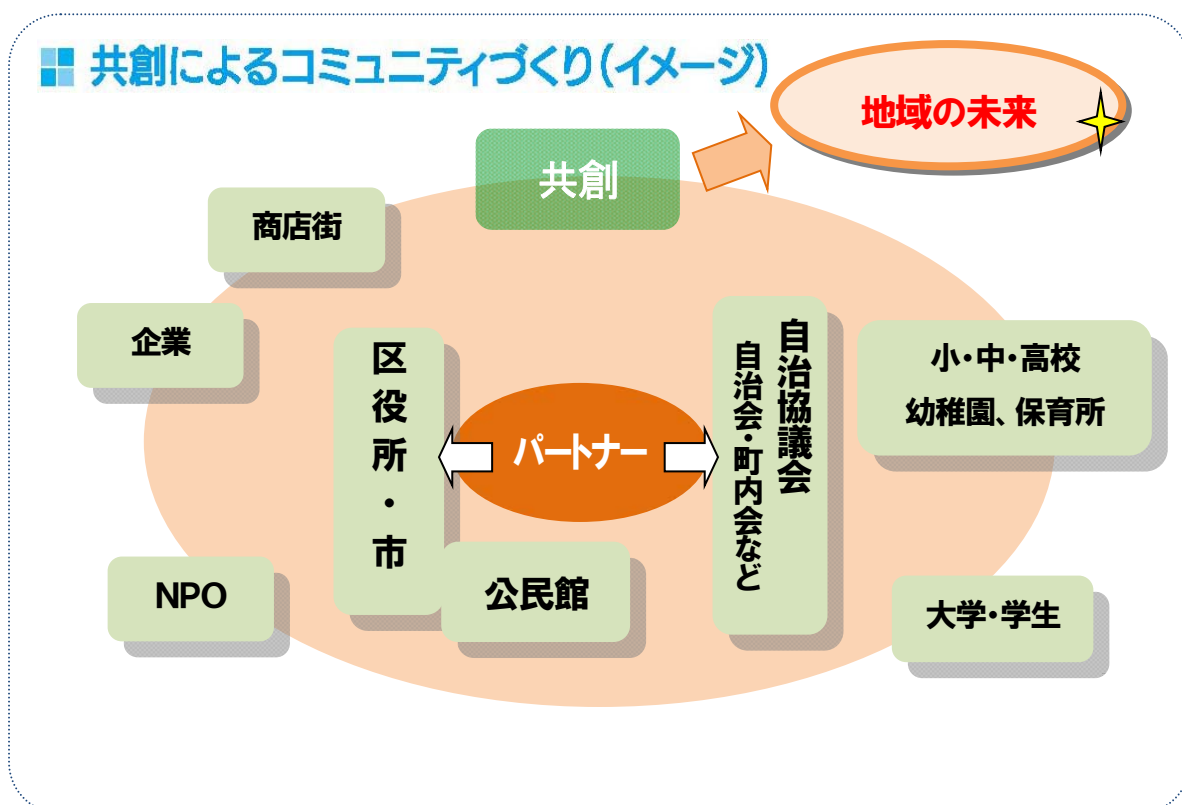
平成31年1月16日

市 民 局

I 「コミュニティに関する取組み」の概要

1 これまでの経緯

- 福岡市は、平成16年度から、「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ施策を実施し、住民自治及びコミュニティと市の共働によるまちづくりを推進している。
- 自治協議会制度発足から10年をむかえた平成26年7月に、少子高齢社会の進展や自然災害の影響などにより、地域コミュニティに対する期待が高まっていることを受け、あらためて地域コミュニティによるまちづくりの推進と、それに向けた地域と行政の共働について検討するため、「地域のまち・絆づくり検討委員会」を設置した。
- 平成27年10月に同検討委員会から福岡市へ提出された提言を受け、平成28年度から、自治協議会と福岡市がパートナーとして、企業、商店街、NPO、大学など様々な主体を巻き込みながら、地域の未来を共に創る「共創」の取組みを推進している。



2 「地域のまち・絆づくり検討委員会」提言の主旨と総論

第1 提言の主旨

1 提言の主旨とこれまでの経過

平成16年の自治協議会制度発足より10年の節目を迎えました。この間、すべての校区で自治の基盤となる自治協議会が設立され、コミュニティ支援機能を持つようになった各小学校区にある公民館を拠点に、各区役所にコミュニティ専任の職員を配置し、自治協議会と行政の共働による地域づくりが進んでいます。一方、地域活動の担い手不足や固定化に伴う負担感といった課題については、依然として解消されていません。

近年、単身世帯の増加や価値観の多様化などにより、地域コミュニティへの関心の低下、地域活動への参加者の減少、住民同士のつながりの希薄化などの新たな課題が生じています。その一方で、少子高齢社会の進展や東日本大震災の影響などにより、地域の絆や共助に関する市民の関心や、地域コミュニティに対する期待は高まってきています。

このような状況を踏まえ、本検討委員会では、これから10年後、20年後の福岡市を見据え、地域コミュニティによるまちづくりの推進と、それに向けた地域と行政の共働について検討を行い、この「提言」をまとめました。

これは、地域コミュニティが、すべての市民のための安心安全な暮らしの場であり、活躍の舞台でありつづけられるよう、地域団体、行政、企業・事業者、NPOなどすべての関係者および市民に対し、共働で進めるべき取組みを提言するものです。

コミュニティに関する取組みの経過

平成15年3月	コミュニティ自立経営市民検討委員会が「コミュニティの自立経営推進に関する提言」を提出
平成16年4月	市が「自治協議会制度」をはじめとした施策を開始
平成18年10月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」を設置
平成19年10月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」を市に提出
平成20年4月	第1次提言を踏まえ、「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直しを実施
平成20年10月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第2次）」を市に提出
平成26年7月	「地域のまち・絆づくり検討委員会」を設置
平成27年10月	「地域のまち・絆づくり検討委員会」が提言を市に提出

第2 総論（目指す地域コミュニティの姿）

1 コミュニティをめぐる状況

（時代の変化）

かつては、安心と信頼で結びつき、住民相互で助け合う「向こう三軒両隣」といったコミュニティが地域に息づいていました。

しかし、都市化による転入出や単身世帯の増加、価値観の多様化などの社会状況の変化に伴い、近所づきあいが「わずらわしい」「面倒」と感じている住民も多くなっています。

（地域による違い）

福岡市は自然豊かな地域から都心部まで、多様な環境がコンパクトに集積している都市です。集合住宅が多い都心部では、生活は便利ですが隣に住んでいる人の顔も知らない場合もあり、住宅が点在する地域では、高齢者の買い物支援などが課題ですが、住民相互の支え合いが進んでいるところもあるなど、地域によってその姿は大きく異なっています。

（福岡市における地域コミュニティ支援）

現在、市内の全小学校区・地区で自治協議会が設立されて自治活動が進められており、多くの地域でコミュニティの基盤が整ってきています。他都市にない特徴である小学校区ごとの公民館が、地域のコミュニティづくりの「核」となる施設となっているとともに、各区地域支援課の校区担当職員が共働のまちづくりに一定の役割を果たしています。

2 現状と課題

（コミュニティへの関心・帰属意識）

市民アンケートによると、9割の市民が地域活動や自治会・町内会の重要性を認識しているにもかかわらず、7割の市民が地域活動に参加したことがありません。地域においては、夏祭りや運動会、地域の歴史資源を生かしたイベントなど、様々な楽しい活動が行われていますが、学校や企業など、まだ十分に活用されていない資源もあります。地域の重要性を認識している市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう、地域の魅力を知り、創り、発信する取組みが求められています。

（大震災や超高齢社会への対応）

東日本大震災など、大きな災害の際には、自衛隊や消防よりも、近隣住民によって救出される被災者が多いなど、地域コミュニティの力が再認識され、見守り、支え合いの場としての期待が高まっています。また、福岡市は、全国で人口が減少し高齢化が進展する中、人口増加数と人口増加率、若者率が政令指定都市で第一位ですが、校区ごとに見れば、大きく高齢化が進んでいるところもあり、超高齢社会の到来は目前です。

このようなことから、見守りや支え合いなどが大きな課題となっており、現在の価値観やライフスタイルにあわせた地域の絆づくりが求められています。

(地域役員等の人材の育成・発掘)

地域における最大の課題は担い手不足です。新たな人材が生まれず担い手が固定化し、固定化に伴い負担が大きくなって次の担い手が生まれにくい、という悪循環に陥っています。

近年、ビジネスの世界においては、地域課題を解決するビジネスに関心が高まっており、地域においても、ビジネスの力で地域をよくしていくことに関心が向き始めており、地域の新たな担い手として期待が高まっています。地域の担い手は地域づくりの基盤であり、継続的に新たな担い手に引き継いでいける仕組みが求められています。

3 目指す姿

上記の現状と課題を踏まえ、今後のまちづくりの目標とすべき地域のあり方として、以下の目指す姿を掲げます。

～絆をつむぐまち “ふくおか”

魅力と笑顔にあふれる地域を未来へ～

魅力に溢れるまちづくりが進められている (魅力づくり)

- ・地域コミュニティが、それぞれの特性や課題を把握したうえで将来像を共有し、新しい試みや問題解決に向けた取組みを行うなど、地域の実情に応じたまちづくりを進めている。
- ・地域の魅力を生かした取組みが進められ、多くの市民が自分の住む地域を誇りに思っている。

顔の見える関係づくりが進められている (絆づくり)

- ・地域住民が気軽に集う場所があり、自然と顔の見える関係が育まれ、ゆるやかな関係の下、住民が相互に支え合いながら、元気に、安心して暮らす「まち」になっている。
- ・顔の見える関係を基盤にして、子どもや高齢者を見守り、支え合い、日ごろから災害に備えるなど、共助の仕組みが育っている。

様々な担い手が生まれ、関わっている (担い手づくり)

- ・自治協議会、自治会・町内会を中心に、多くの参加者を得ながら、コミュニティ活動が自律的、継続的に行われている。
- ・住民一人ひとりの立場や状況の違いを認めあい、自主的で無理のない範囲で活動に参加できる雰囲気があり、若者をはじめとする新たな担い手が生まれ、持続可能なコミュニティが確立している。
- ・住民が、地域づくりに「義務的」ではなく「楽しく」「笑顔」で活動し、「新しい企画や活動にチャレンジしたい」と思うような元気なまちとなっている。
- ・企業や事業者、NPO、学校、行政、各種団体などが、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、補完、連携し合いながら活動をしている。

4 取組みの方向性

目指す姿を実現していくため、関係者の共働により、以下の3つの方向性で取組みを進めていくことを提言します。

(1) 魅力づくり

地域の魅力や特性を地域住民が共有し、幅広い多くの地域住民の参画により、目標を共有し、楽しくまちづくりに取り組む。

(2) 絆づくり

自治会・町内会など小さなコミュニティを大切にし、見守りや防災に繋がるような、住民相互の顔の見える関係づくりに取り組む。

(3) 担い手づくり

担い手の負担を軽減するとともに、人材の発掘・育成、企業や事業者、NPOなど様々な主体の参画を図ることで担い手づくりに取り組む。

II 求められる取組みと実施状況

1 魅力づくり

求められる取組みの方向性

地域の魅力や特性を地域住民が共有し、幅広い多くの地域住民の参画により、目標を共有し、楽しくまちづくりに取り組む。

(1) 自分の地域やコミュニティ活動への関心を高める

①住民自らが地域を大切に思う環境づくり

- ・様々な活動や啓発等を通じ、地域への誇りや愛着が育つよう市民の意識の醸成を図る。
- ・地域の自然、歴史資源や特徴・魅力等を活かしたまちづくりを進める。
- ・新たな魅力づくりへのチャレンジを行う。

②コミュニティ情報の収集・発信

- ・市は、市が持つ校区・地区の人口や世帯数などの統計情報をはじめ地域にある資源等、まちづくりに必要な情報を集約する。
- ・地域コミュニティは、市が集約したデータを基に、必要に応じて校区・地区の課題や目標（ビジョン）を検討するワークショップ等を企画・運営する。
- ・公民館は、地域コミュニティ支援のため、公民館だよりに加え、ブログやSNSなどを活用し、地域コミュニティの事業や活動などの情報を積極的に住民に発信する。

[取組状況]

○「“共創”自治協議会サミット」の開催

各校区における活発な活動事例を発表し、みんなで共有するサミットを、福岡市自治協議会等7区会長会と福岡市の共催により開催。

○「自治協議会共創補助金」による支援（平成28年度～）

「活力あるまちづくり支援事業補助金」を「自治協議会共創補助金」として役員の活動費及び事業費を増額し、地域の担い手づくりや絆づくりへの支援を強化するとともに、地域の実情に応じ、柔軟に活用できるよう運用の見直しを実施。

○「コミュニティ通信」や市政だより等による地域情報の発信

(2) 幅広い多くの地域住民の参加

①子どもから高齢者まで幅広い世代がまちづくり参加する仕組みづくり

- ・住民であれば誰でも自由に参加できる「まちづくりワークショップ」等を開催する。
- ・住民全員アンケートの実施など、多くの住民の意見の収集に努める。
- ・市は校区・地区が行うワークショップ等の開催を支援し、校区・地区のまちづくりを専門とするファシリテーターを派遣する。

[取組状況]

○ボランティア体験プログラムの実施やボランティア講座の開催

福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみんにおいて、はじめてでも気軽に始められる「ボランティア体験プログラム」や「ボランティア講座」を実施。

(3) 校区・地区の実情・特色に応じたコミュニティ活動や運営

①校区・地区の実情・特色に応じたコミュニティの活動や運営の推進

- ・住民自らによる校区・地区の目標（ビジョン）づくりを進めるとともに、目標に基づく取組みを推進する。
- ・地域コミュニティ間の情報共有や交流を促進し、状況に応じて中学校区単位や区を超えた取組みなど、校区間の連携を推進する。
- ・補助金制度の見直しを検討する。

[取組状況]

○「校区ビジョン」策定支援（平成28年度～）

住んでいる地域の現状と将来像を校区住民が共有し、地域の目標や特性を生かした地域による地域のためのまちづくりの推進を図る。

また、多くの住民の参加のもとに地域の目標や将来像を語り合う過程を経ることで、住んでいる地域へのさらなる愛着と誇りの醸成や、新たな地域活動の担い手の発掘・育成を図る。

【実施校区】平成28年度 2校区 ，平成29年度 1校区

2 絆づくり

求められる取組みの方向性

自治会・町内会など小さなコミュニティを大切にし、見守りや防災に繋がるような、住民相互の顔の見える関係づくりに取り組む。

(1) 顔の見える関係づくり

①自治会・町内会など小さなコミュニティを大切にした地域の絆づくり

- ・地域デビュー応援事業等を活用して、身近で、楽しく、魅力ある活動を実施する。
- ・自治会・町内会の活動状況を地域住民に広く周知することにより、自治会・町内会の必要性の理解を促進する。
- ・関係機関・団体や地域、行政などが連携して、地域包括ケアシステムの推進に取り組み、地域包括ケアの実現に向けた取組みを進める。
- ・ふれあいネットワークによる、高齢者や障がい者、子育て家庭などへの見守りや声かけ、定期訪問などの活動を進め、市も支援する。
- ・自治会・町内会長を対象とした研修会を開催するなど、運営基盤の強化を図る。

②地域住民の交流の「場づくり」等の推進

- ・「地域カフェ」など、子どもから学生や若者、高齢者まで多くの住民が気軽に交流できる「場づくり」を進める。
- ・交流の場づくりのため、公園、空き家などの活用を図る。
- ・子どもを中心とした活動の広がりや、子ども会や子育てサークルと老人クラブの交流促進など多世代の交流を促進する。
- ・孤立防止や介護予防、生きがいと健康づくりなどを目的として、高齢者や障がい者などを対象に、地域で行われている「ふれあいサロン」における仲間づくりや交流、ふれあいの場を広げる活動を進め、市も支援する。
- ・交流の場が増えることにより顔の見える関係づくりを進め、日常の防災・防犯や子どもや高齢者の見守り・支え合いに繋げる。

[取組状況]

○「地域デビュー応援事業」による自治会・町内会への支援（平成26年度～）

自治会・町内会が行う、幅広い世代の住民が気軽に楽しく参加し、交流できるような工夫をこらした新たな取組みを支援。各自治会・町内会で餅つきやグランドゴルフを通じて三世代交流事業の実施や地域カフェの設立など、新たな交流事業を実施。

【実施状況】（平成26年度～29年度）

申請件数 延べ1,096件 ， 総参加者数 184,183人 ， デビュー者数 42,555人

○「地域カフェ」設立数

125か所 （平成30年8月末 市民局調べ）

○自治協議会と連携した自治会・町内会向けの研修会等の開催

各区で自治会・町内会長や新任会長を対象に、平成29年度は延べ9回の研修会を開催。

○市民向けPRチラシの配布

転入者向けの自治会・町内会加入促進チラシや、自治会・町内会長が活用できる加入促進チラシ、集合住宅向けの加入促進チラシ（平成29年度～）などを作成し配布。

(2) 集合住宅入居者の地域との関わり

①地域コミュニティに対する理解と帰属意識を高める

- ・自治会・町内会において、管理会社やマンションオーナーとの連携を強める。
- ・市は、地域コミュニティの重要性についての管理会社等への理解促進を図る。
- ・情報通信技術を活用した企業等の取組みを支援する（高齢者の見守りなど）。

[取組状況]

○住宅事業者との連携による集合住宅入居者の自治会・町内会加入の促進

UR都市機構「福岡営業センター」における、入居契約者に対する自治活動参加促進チラシの配布や、宅建協会と連携した加入促進を実施。

(3) 地域の各団体間等の連携強化

①校区一体となったまちづくりを進めるため地域団体の連携を強める

- ・自治協議会と校区社会福祉協議会，民生委員・児童委員，防災組織（消防団や企業等の自衛消防組織）等，地域で活動する団体が，相互に連携を強化する。
- ・地域内の小・中学校，高等学校や様々な団体（NPO，ボランティア，サークルなど）の交流や連携を促進し，校区が一体となった取組みを進める。

3 担い手づくり

求められる取組みの方向性

担い手の負担を軽減するとともに、人材の発掘・育成や、企業・事業者・NPOなど様々な主体の参画を図ることで担い手づくりに取り組む。

(1) 地域活動への参加者を増やす

①魅力ある活動と活動に参加しやすい仕組みづくり

- ・楽しい活動を増やすため、地域の特性や人材の活用を図る。
- ・「地域カフェ」など、「ゆるやかなコミュニティ」を生む、交流の機会や場を増やす。
- ・市は、地域活動ポイント制度の導入など、地域活動（参加者）に対するインセンティブを検討する。

[取組状況]

○自治協議会活動の活性化に向けた研修会等の開催

各区において校区自治協議会役員などを対象に、実務研修等を開催。

○自治協議会等会長への感謝状の贈呈

○「地域デザインの学校」の実施

地域活動の担い手を養成することを目的に、地域活動にすでに従事している人々や地域活動への意欲や関心を持つ人々が、同じ問題意識を共有し、お互いに結びつきながら、活動のノウハウを学ぶための場を提供。

【実施校区数】（平成26年度～29年度）

8校区

(2) 地域役員等の担い手づくり

①継続的な人材の発掘・育成

- ・地域活動に参加していない住民への告知など、人材の掘り起こしを意識した事業を実施する。
- ・新任役員その他地域活動に取り組む人材の研修会を開催するなど、担い手の支援を行う。
- ・他の地域の先進事例の共有化を図る。

②地域役員等の負担軽減

- ・市は、地域に対する行政からの依頼事項の見直しを継続的に実施する。
- ・市の業務を地域に依頼する場合は、相応な報酬等を検討する。
- ・会長など、特定の人に負担が偏らないような業務分担を行う。

③役員としての女性の活躍の促進

- ・女性役員の人材育成のための講座等を開催する。
- ・役員になりやすい組織および雰囲気づくりを推進する。

[取組状況]

○コミュニティへの協力依頼の整理・削減

平成 28 年 4 月 1 日付で、副市長名にて「市から地域への協力依頼等の見直しについて」を通知。協力依頼等を「協議・提案」「お知らせ・報告」「協力依頼」に分類。やむをえず「協力依頼」をする場合には、報償等の支払いや適切なサポートを行うことを周知。

(3) 新たな担い手としての企業等の参加の促進

①地域活動への貢献の促進

・市は、地域活動への参加や従業員の参加の促進に取り組んでいる地域貢献企業の表彰制度等のインセンティブを創設するなど、企業等の地域活動を促進する。

②地域課題解決に向けた企業等の力の活用

・企業等の持つビジネスの力を地域課題解決に活かせるよう、関係者間の出会いや繋ぐ場を作るなどコミュニティビジネス等を促進する。

[取組状況]

○“ふくおか”地域の絆応援団の設立（平成 28 年度～）

地域活動を応援している企業や商店街等を「“ふくおか”地域の絆応援団」として登録・公表し、地域との連携を推進。

【登録数】 66 団体（平成 30 年 12 月現在）

○“ふくおか”地域の絆応援団セミナー開催による連携の促進（平成 28 年度～）

地域の絆応援団評議会との共催で、地域活動を応援している企業等の事例発表を行うセミナー等を年 4 回開催し、応援団の取組みの輪を広げ、共創の取組みを推進。

○地域活動を応援している企業等への感謝状の贈呈（平成 28 年度～）

自治協議会、自治会・町内会などが行うまちづくりに特に貢献する活動を行っている企業や事業者、商店街などに感謝状を贈呈。

○ふくおか共創プロジェクトの推進（平成 29 年度～）

福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん内に、地域活動に協力したい企業や、課題解決に取り組もうとしている地域などの相談を受ける窓口「共創デスク」を設置し、共創の取組みの実現に向けた支援を行う専門スタッフ「共創コネクター」による支援を実施。

【共創デスク実績】（平成 29 年度）

- | | |
|--------------|----------|
| ・来所者数 | 延べ 261 人 |
| ・相談受付件数 | 延べ 241 件 |
| ・共創コネクター訪問件数 | 延べ 68 件 |

4 全体を通じた取組み

(1) 公民館の取組み

①公民館による支援の推進

- ・地域団体への事業企画等に関する助言や行政機関等との連絡調整を行う。
- ・地域団体等と連携し、人材育成・発掘のための講座や事業を企画・実施する。
- ・他の地域の先進事例の情報収集を行うとともに、コミュニティ活動の活性化や地域課題の解決を支援するための主催事業を企画・実施する。
- ・公民館だよりに加え、公民館ブログやSNSなどを活用し、公民館事業の紹介などと併せて地域団体の活動や行事などの情報発信を支援する。

[取組状況]

○公民館による地域活動の担い手の育成等の機能強化（平成 28 年度～）

「地域の担い手パワーアップ事業」の実施により、公民館職員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、各公民館が地域の実情に応じ、地域の担い手を育成するための取組みを展開。

【地域の担い手パワーアップ事業】（平成 29 年度）

- ・資質向上のための研修 全公民館職員を対象に実施
- ・事業実施館数 127 館

○公民館による共創のまちづくりの促進（平成 30 年度～）

「公民館がつなぐ地域共創推進事業（公民館コラボ LAB）」の実施により、NPO 法人と共働で、公民館のコーディネイト機能を強化し、公民館による地域団体と事業者との連携事業を促進。

(2) 情報通信技術（ICT）の活用促進

①情報発信における活用

- ・ホームページやブログ、フェイスブックなど、住民のコミュニケーションや、若者や転入者への情報発信に ICT を活用する。

②見守りや支え合いにおける活用

- ・タブレットによる買い物支援や各種センサーによる安否確認など、ICT を見守りや支え合いに活用し、地域の負担を軽減し、人と技術の両方を組み合わせた絆づくりを目指す。

[取組状況]

○まちづくり ICT 活用支援事業

ブログを活用した情報発信や運営方法に関する講座の実施など、自治協議会等の希望に応じて、インターネット等を用いた地域情報の発信を支援。

【ブログ開設校区数】

65 校区 （平成 30 年 10 月現在）

(3) 市役所のあり方

①市役所による支援の充実

- ・校区・地区に関する情報の収集・提供を行う。
- ・自治会・町内会加入に関する支援など、地域コミュニティの必要性についての市民理解の促進を図る。
- ・地域に必要な個人情報のあり方の検討を行う。

②市職員の地域への関わりの推進

- ・市職員の地域活動への参加を促進する。

[取組状況]

○校区担当職員への研修の実施

○職員研修の実施

新規採用職員（消防局含む）、新任課長職員、市立学校教頭に対して、コミュニティに関する研修を実施。

○職員向け手引きの作成

「共創」の理念のもと、地域とともに住みよいまちをつくっていくために、すべての職員が備えておくべき基本的な事柄をまとめた「「共創」の地域づくりの手引き」を作成し配付。

Ⅲ 取組みの進行管理

1 「共創による地域づくり推進協議会」による進捗状況の確認

「提言」では、住民、企業・事業者、大学等、公民館及び市による共働のまちづくりに向けた取組みを推進するため「共創による地域づくり推進協議会」を設置することとされた。

平成28年3月28日に「共創による地域づくり推進協議会」を設置し、コミュニティとの共創のあり方や各主体における共創の取組みの事業の進捗状況の確認や意見聴取を、年1回（9月頃）行っている。

＜「共創による地域づくり推進協議会」委員＞ ※ 五十音順，敬称略

(平成30年4月1日現在)

委員	池見 雅彦	中央区長
委員	井原 隆博	福岡商工会議所経営相談部長
<u>副会長</u>	今井 是生	福岡市自治協議会等7区会長会 南区自治組織協議会会長 筑紫丘校区自治協議会会長
委員	楠下 広師	福岡市自治協議会等7区会長会会長 中央区自治協議会等代表者会会長 春吉校区自治協議会会長
委員	古賀 桃子	ふくおかNPOセンター代表
委員	平川 みどり	福岡市公民館館長会会長 中央区公民館館長会会長 春吉公民館館長
<u>会長</u>	森田 昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院教授
委員	山田 雄三	福岡大学 福岡・東アジア・地域共生研究所研究員

表 コミュニティ施策に関するこれまでの経過

年 月	主な内容
平成 16 年 4 月	自治協議会制度がスタート，各区に地域支援部を設置 ～市の提案を受け，各校区で自治協議会を設立～
平成 18 年 10 月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が検討を開始 ⇒ 平成 16 年 4 月に開始した新たなコミュニティ施策の成果・課題の検証 及び今後のコミュニティに関する施策のあり方の検討を開始。 *検討に先立ち，自治会・町内会，自治協議会に対するアンケートを実施〔7～8月〕
平成 19 年 10 月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が第 1 次提言を市に提出 ⇒ 「コミュニティへの財政的支援のあり方」として，自治協議会への補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）のあり方等を中心とした検討結果が取りまとめられた。
平成 20 年 4 月	自治協議会への補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）の見直しを実施 ⇒ 補助対象事業の考え方・項目の整理，自治協議会の裁量拡大，15,001 人以上の区分新設，補助金限度額の見直しを実施した。
平成 20 年 10 月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が第 2 次提言（最終提言）を市に提出 ⇒ 真に住みよいまちをつくっていくために目指すべき姿として，「コミュニティにおいて自治が行われている」「コミュニティと市が共働している」の 2 つの姿が整理され，今後の取組みの方向が示された。
平成 21 年 4 月 4 月 8 月	「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に向け，本格的な取組みを開始 「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」を設置（本部長を市長とする） 〔4 月，9 月，12 月に開催〕 「福岡市コミュニティ施策推進委員会」を設置（外部委員を中心に構成） 〔8 月，12 月に開催〕
平成 26 年 7 月	「地域のまち・絆づくり検討委員会」が検討を開始 ⇒ 超高齢社会への対応など新たな取組みが求められる中，あらためて地域コミュニティによるまちづくりの推進と，それに向けた地域と行政の共働について検討を開始。
平成 27 年 10 月	「地域のまち・絆づくり検討委員会」が最終提言を市に提出 ⇒ 今後のまちづくりの目標とすべき地域のあり方として，地域コミュニティの目指す姿や今後の取組みの方向性が示された。